

△資料▽

明治六年

〔島根縣〕聴訟課<sup>①</sup>

『訴訟事件銘細録』（第二号ノ一）について（一）

——松江地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石正和

加藤高・上川内宏

紺谷浩司・矢野達雄

目次

一 解題と凡例

二 目次表（一）

三 史料（一）（二）（三）

四 注の部（一）

五 写真（二葉）

一 解題と凡例

（一）解題

松江地方裁判所の所蔵にかかる明治期の裁判に関係する諸記録の調査を進めるなかで、われわれは「聴訟課」の『訴訟事件銘（明）細録』および『訴訟事件明細表』と題する簿冊に遭遇した。島根縣裁判所時代の裁判記録と推測している。

三三二一（三三二一）

本誌前号(第四二卷第二号)において、明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)の紹介を試みたとき、島根県は、廃藩置県後、明治四(一八七二)年一月、出雲国の、松江、母里、広瀬の各県および当時浜田県領であった隠岐国を合併して成立し、その後多少の曲折を経て、出雲、石見、隠岐三国から成る県域が確定して、現在に至っていると紹介した。

本稿は、前号に続いて、明治六(一八七三)年『訴訟事件銘(明)細録』の紹介を試みることにしたい。まず、

(一) 簿冊について

(1) 『訴訟事件銘細録』には、われわれは以下の五冊に出逢った。  
(ア)明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)は、既に紹介を試みた。

明治六年の『訴訟事件銘細録』は三冊よりなっている。各表紙には、

(イ)「訴訟事件銘細録 第二号ノ一」背表紙は「訴訟事件明細録 明治六年 第一月」

(ウ)「訴訟事件銘細録 第二号ノ二」背表紙は「訴訟事件明細録 明治六年 五月」

(エ)「訴訟事件明細録 第二号ノ三止」背表紙は「訴訟事件明細録 明治六年 九月」

と記載されている。  
前二者(イ)(ウ)には「銘細録」、後者(エ)は「明細録」の文字が使われ

ている。ただ、三者とも背表紙はいずれも「訴訟事件明細録」と記されている。(ア)の背表紙の写真がないため、現時点で確かめることができない。そうして、

(イ)明治七年「訴訟事件明細録 第七号」は、表紙・背表紙とも『訴訟事件明細録』と墨書されている。

それらの簿冊は、いずれも島根県聴訟課においてなされた民事裁判の記録を編綴したものと考えられる。

(2) 本稿は、先づ「第二号ノ一」の紹介を試みる。掲載の諸事情により、三回ないし四回に分けることになる。本稿はその(一)である。

本簿冊は、事件番号「第一号(明治六年一月七日出訴)」から「第九十五号(明治六年五月二三日出訴)」の事件記録まで(編綴漏れや写真撮影ミスなどがあるが全部で九七件)、白地の半紙約一〇〇葉を折り曲げて袋綴じに綴じられているようである。「ようである」としたのは、背は表紙と別の厚地の紙で包み込むように表紙から裏表紙にかけて貼り付けてあるので綴じ方はよく分からないが、中身に綴糸の針穴が四つ見られる個所があるうえ、当時の他の多くの簿冊の綴じ方などからみて、本簿冊も同様に袋綴じと推定している。

因みに、簿冊「第二号ノ二」には「第九十六号(明治六年五月二七日出訴)」から「第九十九号(明治六年九月一日出訴)」まで、簿冊「第二号ノ三止」には「第二百号(明治六年九月廿九

日出訴」から「第三百四十二号（明治六年十二月廿八日出訴）」までの事件の記録が記載されている。順次、それらも紹介を続けたいと考えている。

明治七年の『訴訟事件明細録』（第七号）はこの一冊だけが残されているようである。もつとも明治七年の記録には『訴訟明細表』（第八号ノ一〜五止）が五冊所蔵されている。因みに、その「第八号五止」は、かつて広島高等裁判所の資料展示室に展示されていたときに、「訴訟明細表（明治七年）（民事事件簿）」という見出しがつけられていた。

(2) 表紙の体裁・状態について

(1) 表紙の大きさは、和大本本の書型（A五版とB五版の間）で、厚さ約一・〇cmである。末尾の写真を参照されたい。背表紙は上述のように別の厚紙で包むように付けられており、また簿冊本体より三・四ほど上部に延びている。簿冊本体の一部に折込みや文字の切断があるところから、製本の際に、用紙の折込みや切断がなされたのであろうと推定している。また、かなり深い綴じ方なので、いわゆる「のど」の部分の文字が二行分ほど読めない箇所がある。

(2) 中央部に「訴訟事件銘細録」と墨書され、右肩には一部傷んで読めないが「（明治）六年従一月」（正確には六の下半分以下）、その下に「永久保存」の朱のスタンプが押されている。左上部に墨書きの跡らしきものが見えるがすり切れていて判読出来ない。

「第二号ノ一」と書かれた白紙の付箋が通常は題簽の位置に貼付されている。付箋の下に朱書きの文字の端が見えるが、編集または編綴の際に附された整理用の番号であろう。

そして、左下に「聴訟課」の文字が読みとれる。「聴訟課」は、島根縣のそれと考えられる。それで、標題に「島根縣」を付けて表示している。なお、島根縣は、明治四年十一月十五日に発足している。

(3) 内容の体裁・状態について

(1) 本簿冊の用紙には白地の半紙が使用されており、棹や罫線は印刷されていない。そのため、各丁の記載は行数も一行の文字数も制約が無く、文字も大小のバラツキが見られる。また、縦書きの手書きなので、必ずしも各項目について、行頭や、事件番号と担当官の氏名などの位置は揃っていない。読下しにあたり、多く見られる事件の体裁に従って適宜調整した。用紙が統一であることや誤記や訂正が非常に少ないことから、元の願書（訴状）や裁判書き（和解調書）の記録の書写または清書の編綴であろうと推測している。なお、表紙と冒頭の二件ほどの用紙には茶色のシミが見られるが、その他は約一五〇年間を経て保存状態は良好である。和紙が非常に優れた記録媒体であることを再認識した。

(2) 本簿冊は、島根縣聴訟課において行われた、民事の訴訟事件につき作成された、現行のいわば和解調書に相当するものといえそうである。つまり、その内容は、ほとんどの事件が「〇〇差

縛一件」として出訴するも「双方無申分示談行届済口証書連署差出シ吟味下ケ願出ニ付伺之上聞届候」(双方に異議などの申分は無く、示談は行き届き、済口証書に連署のうえ差出し、吟味下げを願ひ出たものにつき、伺いの上聞き届け候)(送り仮名と読点を補つた)で「解訟」となっているので、現在の訴訟上の和解に相当する方法で終結したものと考えられる。

## (二) 凡例

(1) 丁数を数えるため、用紙を抜けたとき、右側にくる半丁に「〇〇A」を、左側にくる半丁に「〇〇B」のように符号を振つた。内容的に「B」丁が白紙であるのが明らかなきとき、その記載を省略した。本簿冊では、丁数と事件番号とは大きなズレはない。

(1) 丁数の下に事件の見出しとして【事件番号】と【事件名】を示した。原則として本文中の表記を引用する形で示した。記述漏れと思われる(差縛)(二件)などを補つて、表記の統一を図つた。

(2) 表題部に該る個所には、出訴の日付、改行して、原告(願人)と被告(相手)の住所、身分・職業、氏名および事件名が記されている。その部分と(事件)番号、(事件)番号と本文の間にかつ一行分を明けた。

(1) 朱書きの斜線または大きくバツ印が書いてあるものが多

いが、その個所に\*○(半角のアステリスクと番号)を付け、各事件末にその旨を注記した。一件落着の印ではないかと推測している。

(ウ) 各丁が白地のため、記されている文字の大小が一定せず、行数も一行の文字数もまちまちである。行数と一行の文字数を本文に合わせて表記するようにした。

(3) 地名と人名については、旧漢字が用いられている個所(例、國)は、できるだけ本文中の表記に做つた。ただし、個人情報保護の観点から、地名の一部は□により伏せ字とし、氏名については、氏をアルファベットの大字に替えて表記した。

(4) 明治五年版と比較して気付くのは、事件番号のみが朱書きされているのがかなり多く見受けられることである。年代表記に際しては、(西暦)を附した。

(5) 本文の文章は、漢字片仮名交じりの文語体で、時折、平仮名が交じっている。句読点は施されていない。本稿も原則としてそれに做つた。

(6) 読み下しの表記にあたっては、出来るだけ本文の表記に做つた。ただ、旧漢字(例、號、權、處、賣、豫など)は常用漢字に直した。略字(例、雖(ト)モ、トなど)は本字で記し、「メ」は「シテ」とした。「複合語(例、トキ、トモ)は仮名で記した。「以多し/い多し」は、仮名が交じっているときは「いたし」と記し、「候得共、候へ共」は、原文に做って記した。「篤与」

は「篤卜」とした。

江(え)、右(より)、而(て)、而已(のみ)、メ(しめ)、并(ならび)、者(は)は、そのままに記した。

誤字、脱字と思われる箇所もなるべく原文通りに記載し、「(ママ)」と示した。

(7) 語釈は、主に『広辞苑(第六/第七版)』と『新大字典』に依った。

(8) 「出訴」の日付は、事件の申立(受理)の日付として、「願

い」の「取下げ」や「解訟」の日付は、各事件の末尾に記されている場合、それを終局の日付として扱った。

(9) ある事件と次の事件との間には、三行を明けた。

(10) 読下しにあたり、判読困難な文字が多く、その箇所は□で示した。読み辛いと思われる語に平仮名のルビをつけた。

(11) 二 目次表(一)は、史(資) 料の記載より拾い出して表にまとめたもので、最上段の「番号」は、整理の便宜のためにつけたものである。

## 二 目 次 表(一)

番号	年度・番号	出訴／ 上訴日	終局・年月日	訴名／差纏	結 局	事件担当官	原告／申立人 代人／代言人	被告／相手方 代人／代言人	備 考
1	明治六年 第一号	明治六年 一月七日	明治六年 一月廿八日	地所差纏一件	裁判不相成旨申渡 (取斗済に相成)	鶴岡 澄	IG 磯助 (貫属士族)	ST 静 (貫属士族) 外一人	
2	同年 第二号	同年 一月八日	同年 一月十四日	古手代銭差纏 一件	示談済口・吟味下げ 願出聞届	鶴岡 澄	YM 新八郎 (雑業)	WB 平助 (商) 外二人	
3	同年 第三号	同年 一月九日	同年 一月十四日	銀談差纏一件	相対示談可致申聞及 方承知何の上下げ渡 し	鶴岡 澄	MS 正昭 (貫属士族)	武四郎	

11	10	9	8	7	6	5	4	番号
同 第十一年	同 第十号	同 第九号	同 第八号	同 第七号	同 第六号	同 第五号	同 第四号	年度・番号
同 一月廿五日	同 一月廿五日	同 一月廿四日	同 一月廿二日	同 一月廿日	同 一月十七日	同 一月十三日	同 一月十三日	出訴／ 上訴日
同 十月	同 一月三十日	同 二月十日	同 一月廿七日	同 二月十日	同 三月三日	同 二月日付空欄	同 三月廿九日	終局・年月日
綿代錢滯一件	古道具売事之 義二付差纏一 件	桐油売買差纏 一件		金談差纏一件	田地差纏一件	貸錢滯一件	田地差纏一件	跡目相統差纏 一件
	願出により下げ渡し	示談済口・吟味下げ 願出開届	示談済口・吟味下げ 願出開届	相手SD益藏逃亡に 付裁判難しく同相手 の行方が分かり次第 出訴すべきことを承 知し、受書取斗済	示談済口・吟味下げ 願出開届	示談済口・吟味下げ 願出開届	示談済口・吟味下げ 願出開届	示談済口・吟味下げ 願出開届
鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄
NK 太助	(商) IU 京藏	(商) SH 重藏	(商) OD 万左衛門	(農) NT 理右衛門	(商) KH 彦重	AB 和十郎	TN 源三郎	原告／申立人 代人／代言人
TT 茂平	(農) KG 兵次郎	TU 利右衛門	SD 益藏 外一人	(商) TMY 宗三	(農) IU 武助	外一人 夫平	ODY 百兵衛	被告／相手方 代人／代言人
								備考

19	18	17	16	15	14	13	12
同年 第十九号	同年 第十八号	同年 第十七号	同年 第十六号	同年 第十五号	同年 第十四号	同年 第十三号	同年 第十二号
同年 二月四日	同年 二月三日	同年 一月三十一日	同年 一月三十一日	同年 一月卅日	同年 一月三十日	同年 一月十五日	同年 一月廿七日
(記載なし)	同年 二月六日	同年 三月五日	同年 三月三日	同年 三月十四日	同年 三月三十一日	同年 一月三十日	(記載なし)
借金滞差纏一 件	借金滞一件	荒学代金滞差 纏一件	田地代金滞一 件	米代金滞一件	釘鉄代金不納 二付差纏一件	家督差纏一件 (再訴)	預り銭故障申 立一件
詐偽取財に付断獄掛 へ相廻す	申渡	難相成旨にて差返 す・解訟	内済示談済口・吟味 下げ願出開届	願書添書共相渡し・ 米子出張所*へ差出 候事	願出開届	示談済口・吟味下げ の上可開届段、一同 承服済口・開届伺の 上取斗済	示談行届・吟味下げ 願出開届
鶴岡 権少属	鶴岡 燈	鶴岡 権少属	鶴岡 燈	鶴岡 権少属	鶴岡 燈	鶴岡 権少属	鶴岡 燈
(商) MD 半藏	(工) IZ 元藏	(商) TN 理介	TU 預左衛門 外一人	WB (商) 民市 外一人	NG (商) 久助	IH (後家) 志奈 政助(亡)	IM ゆき
(商) 外二人 IBY 吾兵衛	OZY 壽一郎	(商) 外一人 WM 栄藏	TK 柳左衛門 外一人	(商) NY 市右衛門	(工) YS 助市	(養女) かく	AZZ 浅右衛門
						件和熟済口	壬申四月相統一

明治六年 (島根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について(二)

三二六(三二六)

27	26	25	24	23	22	21	20	番号
第二十七号	第二十六号	第二十五号	第二十四号	第二十三号	第二十二号	第二十一号	明治六年第二十号	年度・番号
同年 一月廿二日	同年 二月十二日	同年 二月十二日	同年 二月十日	同年 二月七日	同年 一月 (日付空欄)	同年 二月五日	明治六年 二月五日	出訴/ 上訴日
明治七年 三月七日		同年 十月廿九日	同年 三月五日	同年 二月廿八日	同年 三月十三日	同年 三月三日	明治六年 二月十三日	終局・年月日
唐胡麻種代金 滞差縄一件	(二件) 車屋差縄	(一件) 田地差縄	買米差縄一件	開墾地所差縄 一件	名跡差縄一件	木綿代金滞差 縄一件	繡代金滞差縄 一件	訴名/差縄
実否難相分候間争訟 無証に付取揚難裁判 旨申渡・願書下渡			願出開届	本件難取揚以来出訴 いたす間敷旨証せし め、吟味下げ開届	一同承知・済口証書 差出し吟味下げ願出 開届	願出開届	願出開届	結局
鶴岡 権少属			鶴岡 燈	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	事件担当
H 為三郎 (農)	HN 長右工門	TN 民助 (農)	KY 次兵衛 (商)	IG 磯助 (貫属士族)	TT 清助	UD 宗兵衛 (商)	TZ 昭藏 (貫属卒)	原告/申立人 代人/代言人
AK 敬左衛門 (貫属士族)	KMY 弥右工門	GT 佐久麻 (旧神官)	YM 嘉一右衛 門 (商)	KD 友重 (農)	FH 儀太郎	TN 理七 (商)	(商) 熊市	被告/相手方 代人/代言人
								備考



28	明治六年 第二十八号	明治六年 二月十四日	明治六年 三月七日	立木代銭差纏 (一件)	相對示談・吟味下げ 願出聞届	K 作次郎	UDY 金七	
29	同年 第二十九号	同年 二月十四日	同年 三月廿日	貸屋敷明渡之 義二付差纏一 件	示談済口・吟味下げ 願出聞届	TB 文藏 (貫属士族)	KZ 門大夫 (貫属士族)	
30	同年 第三十号	同年 二月廿三日		日雇賃錢滞差 纏一件	示談行届・済口証書 差出	FS 猶重 (商)	HY 廉市 外一人	
31	同年 第三十一号	同年 二月廿三日	同年 二月廿日*	刀代銭滞差纏 一件	借財惣高へ組込右割 合申立人へ為受取候 様伺済	SH 九兵衛 (農)	T TN 栄五郎 (農)	*日附の間違いか *本人為三郎跡 身代限申付
32	同年 第三十二号	同年 二月十九日	同年 二月廿五日	馬代金滞差纏 一件	規則の通り金穀貸買 一切難取揚旨申聞伺 いの上受書差出	H 力之進*	GT 彦四郎	* (H 忠左衛門 (貫属士族) の弟)

三 史 料 (一)

(朱) 「第壹号」

奉 鶴岡 燈

〔〇〇一A〕〔一〕【地所差纏一件】<sup>(2)</sup>

明治六年一月七日出訴

右一件訴答共篤ト取調候処右ハ士族故MT道感ヨリ

磯助江開発場売議定以多し候へ共入金等少シモ無之ニ付其後

〔一〕<sup>(朱の斜線)</sup> 貫属士族 I G 磯助ヨリ同 S T 静外一人江掛ケ

○挿入

地所差纏一件

道感ヨリ破談書面差出し置 S T 静 I T 致美ヲ相頼 I K 運三郎

明治六年 (島根縣) 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について (二)

三二四 (三二四)

K B猪之助江右地所売渡候故磯助ヨリ故障申立候へ共相手  
道感死刑ニ被処候故静致美兩人ヲ相手取及出訴候へ共兩人ハ  
道感ヨリ磯助手切ニ付外売捌方相頼旨證状ヲ以世話いたし  
本證文迄相済今更違変可為致筋無之尤本人道感存

〔〇〇一B〕

命ニ候て理非推問之上破談金等為差出候義モ可有之  
候へ共死刑ニ被処候上ハ致し方無之依テ右ハ御取揚  
裁判不相成旨申渡シ願人磯助義モ承知いたし磯助

静致美ヨリ請書取之伺之上取斗済ニ相成候事 (鶴岡印)

一月廿八日 相済

〔〇〇一B〕

右一件訴答共篤卜取調候処証書モ有之全ク借用ニ相違無之  
就而者返弁方種々及理解候処ニ同承服之上願高錢四  
千五拾四貫六拾四文之内半金当一月中残半金ハ同二月中  
兩度ニ相手平助外式人方出金願人Y M新八郎へ相渡預ケ  
置候品物不残皆済之節差返シ候積双方無申分示談

行届段済口証書連 暑差出シ吟味下ケ願出候ニ付伺之上

開届候事 (鶴岡印)

一月十四日 相済

〔〇〇二A〕 〔二〕古手代錢差縫一件

明治六年一月八日出訴

(朱の斜線)

〔一〕出雲国能義郡□□町雑業Y M新八郎ヨリ

同国大原郡□□村商WB平助外二人江掛リ

古手代錢差縫一件

(朱)

〔第二号〕

奉 鶴岡

燈 (鶴岡印)

〔〇〇三A〕 〔三〕銀談差縫一件

明治六年一月九日出訴

(朱の斜線)

〔一〕貫属土族MS正昭ヨリ出雲國意宇郡□□村

武四郎江掛リ銀談差縫一件

(朱)

〔第三号〕

奉 鶴岡

燈 (鶴岡印)

右一件訴答共篤ト取調候処証書等モ有之候得共  
去ル明治二年巳六月\*以前貸金之儀ニ付御規則  
ニ依テ一件取揚裁判ニ難及間相對示談可致  
旨厚ク申聞双方承知ニ付願人MS正昭ヨ

受書取之伺之上下ケ渡候事<sup>(鶴岡)</sup>印

〔〇〇三B〕

一月十四日 濟<sup>(鶴岡)</sup>印

\* 明治二(巳巳)、西曆一八六九)年

〔〇〇四A〕【四】跡目相続差違一件】

明治六年一月十三日出訴

(朱の斜線)

「一 出雲国大原郡□□村TN源三郎ヨリ同國

榑縫郡ODY百兵衛ヘ掛□□市場FO

Y多藏跡目相続差違一件」

(朱)

「第四号」

奉 鶴岡

瞪

(鶴岡)印

明治六年(鳥根縣)聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

三二二(三二二)

右訴答共篤ト取調候処七年前卯年中\*<sup>1</sup>百兵衛兄FO多藏実子無之故  
TN源三郎末子定次郎ヲ貫請無程多藏病死定次郎幼少ニ付完  
体難相成依テ妻阿い并多藏実兄□□町栄藏FM寛左衛門共  
相談之上多藏弟百兵衛相頼多藏後壳体共引受貫定次郎  
成長之上ハ百兵衛伴トシテ相続可為致積之処定次郎実父源三郎  
方ヘ一切相談不致取斗其後多藏妻阿いハ生家ヘ立歸リ定次郎ハ  
為修学源三郎方ヘ差返し置遠方之事故疎遠而相互ニ隔意ヲ生シ  
源三郎方ニテハ多藏養男ニ差遣相成故百兵衛伴ニ不致趣ト申ス上  
ハ無抛

〔〇〇四B〕

趣ヲ以テ他ヨリ養子貫受候ヘ共源三郎ヘ一応挨拶モ不致追々定次郎  
成長故先約定通相続為致度段源三郎方申出彼是差違相成候  
義之処右ハ多藏江貫受候ヘ共無程病死定次郎幼少家事難取扱  
親類相談之上亡多藏実弟百兵衛ヘ相談候ヘハ継夫トシテ相続  
可致筈之処源三郎方百兵衛伴ニ不致ト申上ハ引取候方外無之  
尤預中相当之扶持米相添可差返乍去栄藏始ハ源三郎  
伴喜十妻ニテ百兵衛ハ弟之義故親類続和熟相成候様栄藏方  
可取扱旨及理解候処一同承伏之上定次郎ハ伴ニシテ□□町百<sup>百</sup>

實家相続為致伝来之田地并源三郎方ニテ預中ノ扶持ヲモ  
相添定次郎ヘ譲リ栄藏源三郎百兵衛共陸間敷出入万事  
実意ニ世話いたし可申積双方無申分示談行届済口証

書連署差出し吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事

三月廿九日 済

\* 慶応三(丁卯、西曆一八六七)年

〔〇〇五A〕【五】【田地差纏一件】

明治六年一月十三日出訴

(朱の斜線)

〔一〕出雲国神門郡□□浦A B和十郎ヨリ同郡同国

□□村夫平外壹人江掛田地差纏一件

(米)

〔第五号〕

奉

鶴岡

燈

(鶴岡印)

右訴答共篤取調候処去辛未十二月申\*同郡T S村

ニテ和十郎抔石之田田高四石一斗五升二合価銀八千貫文

A Z村ニテ田高六石一斗六升八勺錢銀一万二千貫文

ニテ売事議定いたし代錢追々払出候へ共少々之

行違ヨリシテ彼は差纏相成居候処T S村分ハ

仕出し相違之廉モ有之ニ付破談ニいたしA Z村

〔〇〇五B〕

分ハ約定之通価一万二千貫文ニテ可買受段  
及理解候処一同承伏之上去壬申\*作徳之義ハ  
約定通銀百貫文ニ付米四升六合之割合ニシテ  
不足米ハ和十郎方差出しA Z村田地者買請  
T S村分ハ相違之廉有之ニ付破談可致積  
双方無申分示談行届連印済口証書差出し  
吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事

二月 日 済

\* 明治四(西曆一八七二)年

\* 明治五(西曆一八七二)年

〔〇〇六A〕【六】【貸錢滯一件】

明治六年一月十七日出訴

(朱の斜線)

〔一〕出雲国嶋根郡松江□□町商KH彦重ヨリ

同国秋鹿郡□□浦農IU武助へ掛貸錢滯一件

(朱)

〔第六号〕

奉

鶴岡

燈

(鶴岡印)

右訴答共篤卜取調候処十三年前安政七申三月中<sup>\*</sup>1相手

I U与七郎持地二筆ニテ一畝十五歩質物二書入錢三百

貫文願人KH彦重方相手IU武助外売人へ

貸受其後相互ニ捨置數多之利足ヲ加へ催促いたし

候故彼是差纏相成候儀ニテ右ハ双方等閑ニテ二十余

余年捨置候故今更利分悉皆取立候訳ニハ難相

成乍去引当借用証書正ニ有之故利分ハ相互ニ

勘弁いたし早々濟方可致旨厚ク理解申聞候処

〔〇〇六B〕

一同承服之上五ヶ年分利足ヲ加へ其利分勘弁

いたし元利合錢四百四十貫六百九十七文当

四月中相手IU武助外売人方願人K

H彦重へ可相渡積双方無申分示談

行届一同連署濟口証書差出し吟味下ケ

願出候ニ付伺之上聞届候事

三月三日 相済

<sup>\*</sup> 安政七(庚申、西曆一八六〇)年

〔〇〇七A〕【七】田不差纏一件

明治六年(鳥根縣)聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

三二〇(三二一〇)

明治六年一月廿日出訴

(朱の斜線)

一 出雲国出雲郡□□村農NT理右衛門方同国

意字郡松江分□町商TMY宗<sup>三</sup>江掛

田地差纏一件

(朱)

「第七号」

奉

鶴岡

瞪

(鶴岡)

右訴答共篤卜取調候処去辛未正月中<sup>\*</sup>3神門郡□□□村

東ノ分田畑合二町九反九畝十二歩余相手宗三郎買議定ノ地

所理右衛門江代錢壹万三千五百十八貫五百六文ニシテ

可讓渡約定ニテ追々代錢払出し其後云々有之

売地破談ニ相成候へ共其仮捨置証書理右衛門方ニ

所持罷在尚又右地所再売議定いたし候へ共証書

〔〇〇七B〕

為取替不致内又候壬申六月中<sup>\*</sup>3右地所価錢二万三千

三十五貫二百五十文ニ取極更ニ売事之積証書相渡し全ク

二ト通り証書有之故買主理右衛門方ニテハ辛未正月

中約定壹万三千貫文余之分ニテ可買請段申立売

主宗三郎方ニテハ壬申六月之証書二万二千貫文余ノ分ニテ売議定ノ

趣申立差纏相成候義之処願人理右衛門方申立候辛未正月ノ証書ハ

一旦

\*3 明治五(西曆一八七二)年

破談ニ相成其俣所持再約定之証書無之相手宗三郎方申立候壬申  
六月中ノ証書二万二千貫文余ノ分ハ代錢ノ残請取候旨記載有之全  
ク価錢不払出

義ニ付双方方申立候ニ通ノ証書共御採用難相成相互ニ不行届廉有  
之間先般

申合七候通売地破談ニ致シ内錢二千貫文ハ倍戻し其余ノ金錢二ハ  
相当加利足ノ上早々返

金濟方可致間及理解候処承伏之上内錢二千貫文ハ倍戻し其余ノ分  
ハ直ニ二割ノ利息ヲ加ヘ

元利取揃当二月中合錢一万七千六百三十貫三百九十九文相手宗三  
郎方願人理右衛門ヘ可相渡若し日限通

調金不相成三月ニ到候ヘハ右錢江三割ノ加利足可払出万一三月中  
ニ毛返金相滞候節ハ前

書二町九反九畝十二分余ノ地所初買価壹万三千五百十八貫五百六  
文ノ積ヲ以

理右衛門ヘ地所可相渡候段  
双方無申分示談行届一同連署洩口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付  
伺之上聞届候事

二月十日 相濟

\*1 宗三郎か

\*2 明治四(西曆一八七二)年

〔〇〇八A〕【八】【金談差纏一件】

明治六年一月廿二日出訴

(朱の斜線)

〔一〕出雲国嶋根郡松江□□町商OD万左衛門ヨリ

同国同郡松江□□町SD益藏外一人江縣金談差纏

一件

(朱)

〔第八号〕

奉 鶴岡

瞪 (鶴岡)

右一件訴答共篤ト取調候処右ハ相對ヲ以相手益藏ヘ

古着貸渡其後TG自由ハ請人ト申然ニテ證書等モ

無之本人益藏ハ逃亡行衛不相知素ヨリ詐欺借受ニ

相違無之就テハ本人益藏行衛相知候迄裁判ニ

難及旨理解申聞候処承知致し且ツ本人行衛相知次第

〔〇〇八B〕

其段可訴出旨厚ク申論シ願人OD万左衛門相手\*1TG

自由共承知イタシ受書取之伺之上取斗済相成候事

一月廿七日 相済 (鶴岡)

\*1 細字で挿入

〔〇〇九A〕【九】桐油売買差纏一件

明治六年一月廿四日出訴

(朱の斜線)

〔一〕出雲国意宇郡松江□町商SH重藏ヨリ同国

飯石郡□□□町TU利右衛門江掛桐油売買差纏

一件

〔第九号〕

奉 鶴岡

瞪 (鶴岡)

右訴答共篤卜取調候処去壬申十月中<sup>\*1</sup>TU理右衛門方桐油二斗入  
四斗樽重藏へ売議定いたし入金トシテ錢二千五百貫文利右衛門へ  
請取同十月晦日切重藏方へ油運送可致旨其節一札  
差入置候へ共其後絞油出来兼有之内八樽差送り  
其値八日限猶予之義重藏へ相断置候処同十一月中  
利右衛門方火災ニかゝり家財油共不残焼失無拠是迄

明治六年〔島根縣〕聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(二)

三〇八(三〇八)

遅滞仕居候処右ハ全ク天災之義ニ付止ムヲ不得斯ル次第ニ  
〔〇〇九B〕

相到リ候へハ相互ニ了ル間合ヲ以入金錢千七百貫文  
去十月方当四月迄月二歩ノ利足ヲ加へ元利合錢  
千九百四貫文当四月切無相違返錢可致旨及  
理解候処一同承伏及方無申分示談行届  
連署濟口<sup>\*2</sup>証書差出し吟味下ケ願出候ニ付伺  
之上聞届候事

二月十日 済

\*1 明治五(西曆一八七二)年

\*2 細字で挿入

〔〇一〇A〕【一〇】古道具売事之義ニ付差纏一件

明治六年一月廿五日出訴

(朱の斜線)

〔一〕出雲国意宇郡松江□町商IU京藏ヨリ

同国同郡農KG兵次郎へ掛古道具<sup>\*2</sup>売事之義ニ付  
差纏一件

(朱) 〔第十号〕 奉 鶴岡 瞪 (鶴岡印)

右一件訴答共篤卜取調候処右者去壬申五月中<sup>※</sup>脇指

壱本価銀三百八十貫文ニテIU京藏<sup>ヲ</sup>KG兵次郎外二人へ

掛売掛金兵次郎ヨリ不払内右品質入等いたし其後

不用之趣ヲ以破談申出彼是差纏相成候へ共右者

TU喜助勤メニ依テ右様取扱相成ニ付今般破談いたし

〔〇一〇B〕

候ニ就而者質錢遣込居候分ハ夫々兵次郎方へ

差返シ同人ヨリ破談金相添可差返段及理解

候処一同承服之上錢百貫文相手兵次郎方

破談金可差出積双方無申分示談行届済口

證書連署差出し吟味下ケ願出候ニ付伺之上

下ケ渡シ候事 (鶴岡印)

一月三十日 済

<sup>※1</sup> 細字で挿入

<sup>※2</sup> 明治五(西曆一八七二)年

〔〇一二A〕【一二】綿代錢滯一件】

明治六年一月廿五日出訴

一 出雲国能義郡□□町NK太助ヨリ同国

同郡同町TT茂平へ掛綿代錢滯一件

(朱) 〔第十一号〕 奉 鶴岡 瞪 (鶴岡印)

(朱) 〔明治六年十月 済〕

〔〇一二A〕【一二】預り錢故障申立一件】

明治六年一月廿七日出訴

(朱の斜線) 一 出雲国鳴根郡松江□□IMゆき方同国

同郡松江□□AZZ浅右衛門へ掛預り錢故障

申立候一件】

(朱) 〔第十二号〕 奉 鶴岡 瞪 (鶴岡印)

右一件訴答共篤卜取調候処去ル庚午十月中<sup>※1</sup>願人  
由起兄健三郎他出前厚ク依頼ヲ受居候ニ付



本人健三郎方申越無之テハ元錢難相渡段相手

A Z Z 浅右衛門方申立相手由起方ニテハ兄健三郎

家出後三年余ニも相成未タ帰宅無之追々難涉之折柄

〔〇一一B〕

從來居掛ノ借家売却いたし候旨家主方被申談

右錢無之テハ早々居住ニも差文必至窮迫之趣申立

就而者右預ケ錢ヲ以家作買求置性々<sup>※</sup>所持相成候

積隣家親類組合共相談仕法相設置可申相手淺

右衛門方者家督相続之儀ニ付早々返錢可致段理解

および候処一同承服之上隣家親類方も別歎願差

出シ相手淺右衛門方当二月中元利取揃返錢可致積

双方無申分示談行届候趣ヲ以吟味下願出候ニ付伺之上聞

届候事 <sup>(鶴岡)</sup> ㊟

<sup>※</sup> 明治三(西曆一八七〇)年

<sup>※</sup> 「精々」の意か

〔〇一二A〕【一二三】家督差纏一件(再訴)

明治六年一月十五日出訴

明治六年(島根縣)聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

三〇六(三〇六)

(朱の斜線)

〔一〕出雲国楯縫郡□□町I H 政助後家

志奈<sup>※</sup>方同養女かくへ掛家督差纏一件(再訴)

(朱)

〔第十三号〕

奉 鶴岡 権少属 <sup>(鶴岡)</sup> ㊟

右一件訴答共篤卜取調候処右者去壬申四月中<sup>※</sup>

相統一件和熟濟口相成居候処尚又当月

十五日及再訴願書中不孝之申立有之ニ付

篤卜取調候処全ク願人志那所属致し居候喜衛門

長男源次郎貴請相成不承引之廉ヲ以不孝卜

〔〇一二B〕

申立候趣畢竟双方身許方継子致し度私

心ヨリ差纏相成候儀ニ付養子ノ義ハ指凶難及

追テ親子和順之上双方熟議一定いたし候て可

聞届段及理解一同承服濟口相成居候義ニ付

難取揚於和順一定之上双方承知二候て可聞届

段伺之上取斗<sup>とりはかひ</sup>濟ニ相成候事

一月三十日 濟 <sup>(鶴岡)</sup> ㊟

<sup>※</sup> 明治五(西曆一八七二)年

〔〇一四A〕〔一四〕【釘鉄代金不納ニ付差纏一件】

明治六年一月三十日出訴

(朱の斜線)

〔一〕 出雲国意宇郡□町商NG久助ヨリ同国大原郡□□町

工YS助市へ掛ケ元開産方釘鉄千貫代金不納ニ付

差纏一件

(朱)

〔第十四号〕

奉 鶴岡

瞪 (鶴岡印)

右訴答共取調候処数年來元松江藩物産方釘并千鉄<sup>※</sup>等取扱

被申付為元入金千二百貫文借請其外助市上納勘定錢共

去辛未中<sup>※</sup> 助市頼ニ依リ久助ヨリ立替上納いたし置猶其外仲間

売事差引共不明之廉有之趣ニテ出錢不致ニ付彼

是差纏相成候儀之処旧物産方役人ヲモ突合篤卜

取調候処悉皆相分リ其余数年來ノ差引勘定

之儀ハ採用難相成不納金久助立替之分ハ相当

利分ヲ加へ早々済方可致旨及理解候処一同承知之上

〔〇一四B〕

久助立替錢元利合貳千九十九貫五百三十式文

來ル明治七年六月<sup>※</sup>迄二月壹歩之利分

ヲ加へ都合五度ニ払出候積双方無申分示談

行届済口証書連署差出し吟味下ケ

願出候ニ付伺之上聞届候事

三月三十一日 済

\*1 「鉄鉄」の意か

\*2 明治四 (西曆一八七二) 年

\*3 明治七 (西曆一八七四) 年

〔〇一五A〕〔一五〕【米代金滞一件】

一月卅日出訴

(朱の斜線)

〔一〕 出雲國島根郡松江□□町商WB民市外

壹人方鳥取縣下伯州會見郡□□村商NY

市右衛門へ掛米代金滞一件

(朱)

〔第十五号〕

奉 鶴岡

權少属 (鶴岡印)

(朱)

〔一〕 卜通取調之上願書添書共相渡願人鳥取縣

米子出張所へ差出候事 (鶴岡印)

(朱)  
「石一件添書ヲ以原告人鳥取縣へ差向  
及懸合候処殘金仮札六貫七拾

【〇一五B】

三匁二ト五厘相手TGM一郎ヨリ

皆濟双方無申分示談行届

候段濟口証書相添鳥取

縣方回土籍有之不都合之

儀毛無之伺之上聞届候事

三月十四日 濟

【〇一六A】【一六】【田地代金滞一件】

明治六年一月三十一日

(朱の斜線)

「一 出雲国出雲郡□□□□住居TU預左衛門外壹人方

同郡□村TK柳左衛門外壹人江掛田地代金滞

一件」

(朱)

【第十六号】

奉

鶴岡

燈

(鶴岡印)

明治六年〔島根縣〕聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(二)

三〇四(三〇四)

右訴答共篤ト取調候中村役人取揚ヲ以

最初約定通地所願人預左衛門外

壹人へ可相渡積リ双方無申分内濟示談

行届濟口証書連署差出し吟味

下ケ願出候ニ付伺之上聞届候事

三月三日 濟

【〇一七A】【一七】【荒葎代金滞差纏一件】

明治六年一月三十一日出訴

(朱の斜線)

「一 出雲国意宇郡□町商TN理介ヨリ備中国

(朱)

「〇□□商WM榮藏外壹人へ掛荒葎代金滞

差纏一件」

(朱)

【第十七号】

奉

鶴岡

権少属

(鶴岡印)

(朱)

【二月卅一日】

(朱)

「一ト通取調之上書類相渡小田縣へ差出候事」

(鶴岡印)

(朱)  
 「右小田縣へ差出候処同縣ニテ一通り取調候得共證書等無之  
 ニ付取調難相成旨ニテ差返ス  
 三月五日解訟」

【〇一八A】【一八】【貸金滞一件】

二月三日出訴

(朱の斜線)

「一 出雲國意宇郡松江□町工工乙元藏方同国同郡  
 松江□町OZY壽一郎へ掛貸金滞一件」

(朱) 「第十八号」

掛 鶴岡 燈 (鶴岡) (印)

右一件訴答共篤卜取調候処右者去天保十一子年\*中  
 元藏亡父捨四郎方壽一郎亡父次兵衛方江錢百九十六貫  
 七百余文余借受其後同十五年十月\*元利合錢二百  
 三十二貫八百文余ニシテ更ニ証書相改候得共三十年余モ  
 過去双方共当人死去致し且難波引統候故  
 返済方遅延相成候義ニ而証書等有之候ニ付  
 双方実意ヲ以テ元金済方早々可致旨及理解

【〇一八B】

候処一同承知之上当三月限り元錢江証書通  
 切月迄五ヶ月分利錢六貫七百九十三文共合錢二百  
 三十九貫六百九十一文相手壽一郎方願人元藏江相  
 渡候積双方無申分示談行届済口証書連署  
 差出し候ニ付伺済之上吟味下ケ申渡候事

二月六日 済

\*1 天保一一(庚子、西曆一八四〇)年

\*2 天保一五(甲辰、西曆一八四四)年。

なお、弘化への改元は同年十二月二日

【〇一九A】【一九】【借金滞差纏一件】

明治六年二月四日出訴

一 出雲國意宇郡□町商MD半藏ヨリ同国同郡  
 □町商IBY吾兵衛外二人江掛借金滞差纏  
 一件

(朱) 「第十九号」

奉 鶴岡 権少属 (鶴岡) (印)

右ハ詐欺取財ニ付断獄掛へ相廻ス (鶴岡) ㊦

濟口証書連署差出し吟味下ケ願出  
候ニ付伺之上聞届候事  
二月十三日 濟

〔〇二〇A〕〔二〇〕【續代金滞差纏一件】

明治六年二月五日出訴

(朱の斜線)

「一 出雲国能義郡□□村貫属卒TZ昭藏方

同国意字郡□□村商熊市へ掛續代金滞

差纏一件」

(朱)  
〔第二十号〕 奉 鶴岡 権少属

右一件訴答共篤卜取調候処元来松江□□町H〇脩之助方

續致借用其後代金滞候方嚴敷催促ヲ請証人ニ

相立候義ニ付一同取調之上返金方及理解候処

一同承知之上願高錢五百五十貫七百四十七文之内錢

百貫文当二月廿五年限錢四百五十貫七百文余来ル

三月中無相違借主H〇脩之助方出錢願人

〔〇二〇B〕

TZ昭藏江相渡候積双方無申分示談行届

明治六年〔島根縣〕聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

三〇二(三〇二)

〔〇二二A〕〔二二〕【木綿代金滞差纏一件】

明治六年二月五日出訴

(朱の斜線)

「一 出雲国大原郡□□村商UD宗兵衛方

同国同郡同村商TN理七へ掛木綿代金滞

差纏一件」

(朱)  
〔第廿一号〕 奉 鶴岡 権少属

右訴答共篤卜取調候処去辛未五月中\*<sub>i</sub>木綿七十五反

入十五箇価錢壹万九百七十貫文ニテ願人UD宗兵衛方

松江□□町KT佐一郎方へ買受代錢追々払出し残

錢二千六百四十貫文ハ種々売事差引合等有之TN理七方

松江□□町HY庄兵衛方UD宗兵衛へ可相渡筈之処不行届之廉

有之時斗売事及破談品物差返シ候ニ付殘金TN理七方

可払出筋トHY庄兵衛方申立候へ共証書等更ニ無之TN理七方ニ

テハ

〔〇二一B〕

惣差引勘定相済殘金庄兵衛方<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>払出約定いたし置而論時斗  
売事破談品物受取等之儀ハ曾テ無之約定通木綿代金

庄兵衛方<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>差出筋ト申立候へ共証書等更ニ無之依之相互ニ

無証書之爭論難取揚時斗差纏ヨリ木綿殘金

延引いたし置候訳ニハ難相成約定証書不取置ハ双方落

度有之ニ付右木綿代金半分ツ、理七庄兵衛兩人<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>差出尤

右時斗在所手掛相知次第可<sup>レ</sup>訴出其節ハ至当処置

之上金子可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>差返旨厚ク理解およひ候処一同承知之上

庄兵衛理七兩人<sup>レ</sup>半錢千三百廿貫文ツ、合二千六百四十貫文

当四月中願人UD宗兵衛方へ可<sup>レ</sup>相渡積

双方無申分示談行届済口証書連署差出し

吟味下ケ願出候ニ付伺之上聞届候事

三月三日 済

\* 明治四(西曆一八七二)年

〔〇二一A〕〔二二〕【名跡差纏一件】

一 明治六年二月 日\*<sup>1</sup>出訴

(朱の斜線)

〔一〕出雲国飯石郡□□村TTT清助方<sup>レ</sup>同国同郡

同村FHH儀太郎へ掛名跡差纏一件

(朱)

〔第二十二号〕

奉 鶴岡 權少属

右訴答共取調候処四年前庚午年中<sup>(7)</sup>

同村喜兵衛後家れき方へ清助俸之内ヲ以

相続可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>致積相對約定いたし置候俣戸籍

等モ不引移罷在候処本人連き義病死

いたし然ル処存命中清助へ一応ノ断モ不致

同村清左衛門弟FHH儀太郎ヲ貰受候故前約

定之廉ヲ以清助方故障申立差纏相成候

〔〇二一B〕

儀之処素方相對約定之儀ニ而世話人

証書等モ無之戸籍モ不引移本人連きハ

病死順序ヲ不經義故清助願意難取揚

相手儀太郎義ハ養母連き義存命中仲人

ヲ以被貰請之籍モ引移有之上ハ

相談可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>致段理解候処一同承知之上

済口証書連署差出し吟味下願出

候ニ付伺之上聞届候事

三月十三日 濟

\*1 日付の記載がない

\*2 明治三(西曆一八七〇)年

〔〇三三A〕〔三三〕【開發地所差纏一件】

明治六年二月七日出訴

(朱の斜線)

「一 貫属士族 I G 磯助ヨリ出雲国能義郡 □□□村

(朱)

「〇」農 K D 友重江掛開發地所差纏一件」

(朱)

「第廿三号」

奉 鶴岡 権少属

右一件訴答共篤ト取調候処去辛未四月中\*1 願人 I G 磯助方

右地所買請度存居候へ共持主友重方へ罷手統無之

旧家老 M T 権大夫江八持主友重揃別之出入者ニ付権大夫

厄介 M T 道感へ相頼候へ共 I G 磯助買主ニテハ友重

不売渡故偽言ヲ構旧禄御改正ニ付 M T 兼市方差支

仕法之為メ田徳相求メ度依而開拓場所讓呉候様

明治六年 (島根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

三〇〇(三〇〇)

申入再応断候へ共強テ願人揃別之家筋出入ノ者ノ  
間柄不為止開拓地所凡三十町步可売渡約定相成依テ  
〔〇三三B〕

其段 I G 磯助へ申返し同人罷出備錢三万貫文ニ而買請  
候へ共議定書 M T 方支配人 H 正代 N M 一□\*2 名前ニ  
相成居且其後代金催促モ M T へ申入同人方 I G 方へ  
申返候書状等モ有之最早方 M T 道感へ買請同人方  
I G 磯助方へ讓渡ノ手続ニ相成居候ニ付 I G 磯助方  
K D 友重へ掛合更ニ無之尤 M T 道感方威權ヲ扶ミ  
偽ヲ以統而買請尚又 I G へ破談不行届内又他へ売渡  
段種々不条理之取扱ニ付存命ニ候て取調屹度所  
置方も可有之候へ共大罪ヲ犯シ死刑ニ被処候上ハ  
今更いたし方無之右様之場江掛リ合候ハ願人磯助  
不運ニ付其段能々申論し右一件難取揚以來  
出訴いたす間敷旨証セシメ伺之上吟味下ケ聞届候事  
明治六年二月廿八日 濟

\*1 明治四(西曆一八七二)年

\*2 「謠」の偏が「日又は月」、または「膳」か

〔〇二四A〕〔二四〕買米差纏一件

二月十日出訴

(朱の斜線)

一 出雲國島根郡松江□□町商KY次兵衛方同国

意字郡□□村商YM嘉一右衛門へ掛買米差纏

一件

(朱)

〔第廿四号〕

奉 鶴岡 瞪

右訴答共取調候処当一月廿三日米七十俵価銭

二千二百四十貫文ニテOT致重方KY次兵衛方へ

買請為入錢四百貫文相渡し殘金翌廿四日

第十二時迄ニ可払出議定之処彼是行違代金

延引相成依テ兼而約定之通入金損毛方

種々差纏右ハ條約書為取替有之上ハ無抛乍去

〔〇二四B〕

内錢高余不相差置候ニ付通例入金ニ引直シ

返金差返シ早々濟方可致旨理解及

候処一同承知之上錢百貫文当三月十日中

OT致重方KY次兵衛方へ差返し殘

三百貫文ハ約定違変ニ付損毛

可致積双方無申分示談行届済口証

書連署差出し吟味下願出候ニ付

伺之上聞届候事

三月五日 濟

〔〇二五A〕〔二五〕田地差纏(二件)

明治六年二月十二日出訴

一 出雲國出雲郡□□村農TN民助ヨリ同郡

□□村旧神官GT佐久麻江掛田地差纏

(朱)

〔●〕〔第二十五号〕、十月廿九日 濟

〔〇二六A〕〔二六〕車屋差纏(二件)

明治六年二月十二日出訴

一 出雲國島根郡□□町HN長右エ門

ヨリ同國意字郡□□町KMY弥右エ門

(朱)

〔〇〕エ掛リ車屋差纏



〔朱〕  
「●」第二十六号、

\* 「勸業」の誤記か

〔〇二七A〕【二七】唐胡麻種代金滯差纏一件】

明治六年一月廿二日出訴

一出雲国神門郡□□村農H為三郎ヨリ

貫属士族AK敬左衛門へ掛唐胡麻

種代金滯差纏一件

〔朱〕

〔〇第二十七号〕

奉 鶴岡 権少属

取調候処唐胡麻種拾八石余買入被告敬左衛門

指揮ニ随ヒ人別へ夫々相渡右代錢式千五百貫文余取替

置候俟未タ下ケ渡無之旨ニテ及出訴觀業<sup>\*</sup>係へ示合旧木

実係へ及尋問候処右唐胡麻ハ敬左衛門自力ニテ開産致度

建言ニ依テ開届ニ相成誠植為致候義ニ付官ヨリ元入

〔〇二七B〕

可下渡筋無之旨ニテ何等証書無之就テハ実否

難相分候間争訟無証ニ付取揚難裁判旨申渡

明治七年三月七日 願書下渡

〔〇二八A〕【二八】立木代錢差纏（一件）】

明治六年二月十四日出訴

〔朱の斜線〕

一 意宇郡□□□村K作次郎ヨリ能義郡

□□□町UDY金七江掛リ立木代錢差纏】

〔朱〕

【第二十八号】

右訴答共取調候中UDY金七方

代錢不殘払出し相對示談

行届願人K作治郎方吟味下

願出ニ付伺之上開届候事

三月七日 済

〔〇二九A〕【二九】貸屋敷明渡之義ニ付差纏一件】

明治六年二月十四日出訴

明治六年（島根縣）聽訟課

『訴訟事件銘細録』（第二号ノ二）について（二）

二九八（二九八）

〔朱の斜線〕  
一 貴属士族 T B 文藏方 同士族 K Z

門大夫江掛貸屋敷明渡之義ニ付

差纏一件

〔朱〕

〔第二十九号〕

鶴岡 権少属

右訴答共取調候処去壬申八月中\* T B 文藏方地所家作共買受普請  
罷在候処

K Z 紋大夫方へ縁女差遣し親類之事故家賃其外共都テ不取極

普請仕懸リ之俣門大夫方へ貸渡し其後 K Z 方ニテ普請いたし一軒

ノ作事

兩人ニテ出来候処不図縁女離別相成 T B 文藏方ニテハ地所家作共売  
払候趣乍去佃銭三千五百貫文余ナラデハ難売払 K Z 門大夫方ニテ

ハ銭

一千貫文余ナラデハ難買請若シ売事不相調候て自普請之入費千

〔〇一九 B〕

五百貫文余相懸居候ニ付其相当部引ニテ文藏へ売渡右佃

ヲ以費用ニ充他へ移住いたし度趣ニテ彼是差纏相成候儀ノ処

双方ニテ普請ケ所之実地御検査之上 K Z 方ニテ作事入費凡

金廿二円余有之去八月中方無賃居住いたし且売渡歩引

等モ有之故金十五円ニテ T B 文藏へ買請当三月廿八日方

百日ノ間ニ他へ引移可申尤居住中相当家賃門大夫ヨリ  
月々可差出其余道具売事之儀ハ元銭丈ケニテ不足金 T B  
方可払出旨及理解候処一同承知之上門大夫持込ノ障子等ハ  
持出し其余新夕ニ普請之分ハ金十五円ニテ文藏へ買請代金出  
立之節可相渡三ヶ月余居住中ハ毎月金五十銭ツ、家賃文藏へ可相渡  
其外古道具差引之儀ハ元佃ニ比シ不足錢六十七貫文今  
般文藏ヨリ門大夫江可相渡積り双方無申分示談行届  
濟口証書連署差出し吟味下ケ願出伺之上聞届候事

三月廿日 濟

\* 明治五(西曆一八七二)年

〔〇三〇 A〕 〔三〇〕 【日雇賃錢滯差纏一件】

明治六年二月廿三日出訴

一 出雲國意宇郡松江□町商 F S 猶重方同町 H Y

〔朱〕 廉市外壹人へ掛日雇賃錢滯差纏一件

〔〇〕

〔朱〕

〔第三十号〕

奉 鶴岡 権少属

青柳楼普請諸入費差纏ニ付取調候処去未\* 三月中普請取掛前所々

見積為致候内被告廉市廉価ノ積ニ依テ同人へ依托普請取掛候処見込  
違ニテ入費相嵩且普請所模様相替リ更ニ入費相掛ト約定仕直シ尤別  
段証書ハ不取置故其後ニ至リ違約出金不致不得止普請ハ中途ニシ  
テ相止メ

候得共諸材木料并諸職人手問賃等不足相成居甚難決罷在候段

申立被告廉市ヨリハ見積帳之通悉皆受負普請ノ條約ニテ取掛候処  
見込違入費相嵩候故欺違約中途ニシテ作事被相止無抛跡普請ハ他人  
ヲ以出来候得共金子渡過ニ相成居依テ見積書ノ割合ヲ以未出来ノ分  
ヲ清算過金取返シ度尤模様相替リ入費相嵩候分ハ至当賃錢

〔〇三〇B〕

可相渡答ト申立是亦悉皆請負普請可致トノ約定証書無之依テハ双方  
無証ニ付請負普請トモ難定乍去雇工錢差纏之義故土木係立会普

請所悉皆及検査諸材木料并諸工手問賃等ノ証書ニ依テ計算候処惣入  
用合錢九千四百八十四貫八百三十八文二相見へ内錢七千四百貳十  
四貫文相渡有之

差引殘錢貳千六十貫八百三十八文不足外ニ錢百貳十貫文日雇賃原  
告F.S

猶十へ立替有之分共合錢貳千八百八十貫八百三十八文并金六十円五  
十七錢余

廉市ヨリ可払出様相見得候共全額可為相渡筋ニモ無之如何トナレ  
ハ諸材木等

悉皆為五郎ヨリ買入其時々普請主ノ知照ヲ經ス加之初発ノ入費積

書ト今般差出

候諸材木其外買物ノ証書代価ト大ニ相違有之且中途ニシテ普請相  
止メ旁不都合ニ付凡

積惣入費高一割ヲ為引去殘金三十円八十九錢余外ニ猶十日雇賃立  
替共合金三十

四円貳十三錢余廉市ヨリ為償諸材木料并諸工賃錢等為五郎引受ノ  
分ハ右金

ヲ以同人ヨリ払方可埒明旨夫々及理解候処一同承服之上明治七年  
二月二十日限り

殘金相渡可申積示談行届候由ニテ濟口証書差出ス

\* 明治四（辛未、西曆一八七二）年

〔〇三二A〕【三二】【刀代錢滯差纏一件】

明治六年二月廿三日出訴

（朱の斜線）

〔一〕出雲国大原郡□□村農S.H九兵衛方

同郡□□村農T.T.N栄五郎へ掛刀代

錢滯差纏一件

明治六年（島根縣）聽訟課 『訴訟事件銘細録』（第二号ノ二）について（二）

二九六（二九六）

〔第三十一号〕<sup>(朱)</sup> 奉 鶴岡 権少属

右一件訴答共篤卜取調候処相手栄五郎ハ受人ニ而本人ハ  
意字郡□□村為三郎ニ候へ共同人儀多分之借

財逃亡いたし候ニ付請入江掛及出訴右ハ先  
般揭示之通本人為三郎跡身代限申付候ニ

〔〇三二B〕

付而者借財惣高へ組込右割合貸主

S H 九兵衛へ為受取候様何済之事

明治六年二月廿日 済

〔〇三二A〕【三二】馬代金滞差纏一件】

明治六年二月十九日出訴

<sup>(朱の斜線)</sup>

〔一〕 出雲国意字郡□□村貫属土族日忠左衛門弟

日力之進方鳥取縣管下伯耆国米子□町

G T 彦四郎へ掛馬代金滞差纏一件】

<sup>(朱)</sup>

〔第三十二号〕

奉 鶴岡 権少属

右一件訴答共篤卜取調候処十三年前慶応三卯  
年中<sup>\*</sup>貸附金之義ニ付去壬申十月年<sup>\*</sup>被仰出候  
御規則之通明治二年六月前華士族卒へ掛<sup>(9)</sup>  
金穀貸買一切難取揚旨申聞伺之上受書為  
差出候事

二月廿五日 済

<sup>\*</sup> 慶応三(丁卯、西曆一八六七)年

<sup>\*</sup> 明治五(壬申、西曆一八七二)年

#### 四注の部(一)

(1) 「聴訟課」とだけ記されているが、収載されている内容から見て、

「島根縣聴訟課」と考えられる。(島根縣)を附記した。

(2) 本簿冊の用紙は、白紙の半紙が使われており、枠も野線も印刷さ

れていない。縦書きで、墨書されている。文字は、各用紙ごとに内

容に応じて大小があるので、行数や一行の文字数は不揃いである。

(3) 貫属は、明治初年の戸籍制度の一環。戸籍の存在する土地(日本

史用語辞典編集委員会編『日本史用語辞典 新装版』柏書房、一九

九二年七月)

(4) 「御規則」は、(9)のそれと同一のものを指しているかと思われ

る。(9)を参照。

(5) 小田縣は、現在の岡山県西部と広島県東部にまたがって位置していた。県庁所在地は、現在の岡山県笠岡市。

なお、「明治五年壬申年『訴訟事件銘細録(第一号)』について——松江地方裁判所所蔵裁判史料より——」(『修道法学』第四二巻第一号四三四頁注(19))を参照。

(6) 本件において、「奉」ではなく「掛」が使われている。

(7) 本件の出訴が明治六年であり、本文中「四年前」は明治二年となる。庚午年は明治三年にあたるので、表記に一年の違いがある。

(8) 「十三年前」が何年を指すのか判断が困難。前の卯年は安政二(乙卯、西暦一八五五)年になる。一三年來の取引のうち、慶応三年分の代金滞差繰という意味か。

(9) 明治五年太政官布告第三百号(十月七日)(布)『法令全書 明治五年』二〇二頁は、第一項より第五項において、以下のように規定している(注記「旧漢字は常用漢字に替えている」)

「一 華士族卒へ掛り候金穀貸借ハ明治二年己六月郡県ノ制被 仰出候以前ノ分ハ裁判ニ不及候事

一 (省略)

一 自今貴賤上下一般ノ人民互二期ヲ約シテ金銀貸借シ如シ期ニ及テ不返時内證屢催促ヲナスト雖トモ期月後滿五年ニ至ル迄一度モ訴出サル者ハ裁判ニ不及候事

但當七月以前ノ貸借ノ分ハ此限ニ非ス

一 從前今後共家祿ヲ引當ニ致シ候金銀貸借ノ儀ハ一切裁判ニ不

及候事」

第一項の關係において、明治五年司法省布達第四十一号(十一月二十七日)『法令全書 明治五年』一三四二—一三四三頁は、「太政官第三百号ノ御布告ニ基キ左之通可心得此旨及布達候事」として、その第一条および第五条において、以下のように規定している。

「第一条 華士族卒江掛ル金穀貸借ハ明治二年己六月二十五日以前ノ分ハ不取上翌二十六日以後ノ分ハ取上裁判ス可キ事

但シ華士族ヨリ平民へ係ルモ本条ノ通タルヘシ

第二条ノ第四条 (省略)

第五条 明治二年己六月二十五日以前ノ金穀貸借ヲ新規證文ニ書改タル分ハ不取上事

第六条 己巳六月二十五日以前ノ貸借ニテ華士族卒へ掛ル分ハ御布告前審判亦ハ対談日延中トイヘトモ濟方不及裁判旨可申渡事

第七条ノ八条 (省略)

第九条 從前華士族ノ名目ヲ用ヒタル貸附金ハ第三百号ノ御布令

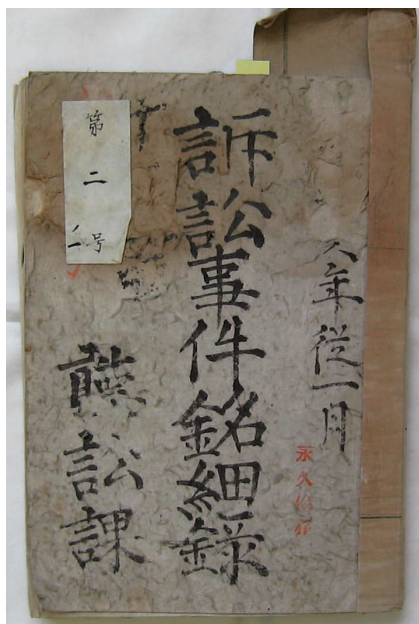
ニ依リ取上ヘカラス候事

第十条 動産不動産ヲ債主ニ質入シタル者ハ取上裁判可致事

附リ沽券状ヲ債主ニ渡シ金穀ヲ借用セシ者モ本条ニ準シ質入ト看做スヘキ事」

〔資料〕

五 写真(二葉)



修道法学 四三卷 一号

二九三(二九三)

〈執筆者紹介〉（五十音順）

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石 正和 広島修道大学教授（日本法制史）

加藤 高 広島修道大学名誉教授

上川内 宏 広島修道大学 客員研究員

紺谷 浩司 広島大学名誉教授

矢野 達雄 広島修道大学名誉教授

明治六年（島根縣）聴訟課 『訴訟事件銘細録』（第二号ノ二）について（二）

二九二（二九二）